

# 地域安全 まち づくり

活動事例集



# HYOGO

平成24年3月

兵庫県 企画県民部 県民文化局 地域安全課

## はじめに

兵庫県では、刑法犯認知件数が平成14年に戦後最多となる16万4千件を記録した後、8年連続して減少、平成22年中の刑法犯認知件数は8万件となったものの、私たちの生活に身近なところで発生するひったくりや自転車盗などの街頭犯罪や空き巣、忍び込みなどの侵入犯罪、更に、社会的弱者と呼ばれる子どもや女性を狙った強制わいせつ、高齢者を狙った振り込め詐欺等が発生するなど、依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、「地域の安全は地域で守ろう」と県下各地で自主的に防犯活動に取り組む「まちづくり防犯グループ」が結成され、今日まで地域に根付いた活動が行われてきたところであります。

防犯活動は犯罪が発生してからでは遅く、常日頃から継続実施することが重要であることはいうまでもありません。

この度、地域安全課では、皆さんが活動される上で少しでも参考になればと、兵庫県以外の地域で先進的な防犯活動を継続展開されている自主防犯グループの協力を得て、その活動事例の一部を紹介させていただくこととしました。

この事例集を皆様の地域安全まちづくり活動にお役立ていただければ幸いです。

平成24年3月

兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課長

## 目 次

### 〔自主防犯グループ活動事例編〕

- 事例1 よこてレインボーパトロール隊（秋田県横手市）・・・・・・・・・・ 1  
地元7業種の事業者が連携して24時間地域を見守る
- 事例2 PSI 池上自主防犯パトロール隊（東京都大田区）・・・・・・・・・・ 4  
子ども・学生を巻き込んだパトロールで地域の絆と安全を守る
- 事例3 馬橋ご近所付き合い広目隊（東京都杉並区）・・・・・・・・・・ 7  
防犯パトロール活動で空き巣被害を激減させた街
- 事例4 特定非営利活動法人 飯伊学生防犯対策支援協会（長野県飯田市）・・・・・・・・ 10  
地元企業の篤志家等が子どもを守る活動を展開
- 事例5 吹上町内安全（防犯）徒歩パトロール隊（三重県伊勢市）・・・・・・・・ 13  
吹上地区の住宅及び商店街を中心に徒歩による防犯活動を展開
- 事例6 西大和6自治会連絡会（奈良県上牧町）・・・・・・・・・・ 16  
ニュータウンの6つの自治会が防犯と防災を融合させた活動を実施
- 事例7 NPO法人 西大津防犯（滋賀県大津市）・・・・・・・・・・ 19  
地域住民の力を結集した防犯活動で暴走族のい集を解散
- 事例8 円城駐在所管内安全パトロール隊（岡山県吉備中央町）・・・・・・・・ 22  
山間部の集落で地道なパトロール活動を継続実施
- 事例9 常磐地区学校等運営協力会 常磐地区イエロー隊（香川県観音寺市）・・・ 25  
地域の高齢者が生きがいとして防犯活動を実施
- 事例10 かでな振興自主防犯パトロール隊（沖縄県嘉手納町）・・・・・・・・ 28  
地元企業の現役社員が住みよい街にと願い防犯活動を展開

## 目 次

### 〔資料編〕

資料1	兵庫県下の刑法犯認知件数等の推移（警察署別）	31
資料2	まちづくり防犯グループの結成状況（市町別）	32
資料3	市町防犯担当一覧	33
資料4	警察署防犯担当一覧	34
資料5	自主防犯活動 Q&A	35
資料6	地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）	37

### 〔その他〕

	地域安全まちづくり推進員のご案内	39
--	------------------	----



資料編

# よこてレインボーパトロール隊

■秋田県 横手町

～ 地元7業種の事業者が連携して24時間地域を見守る ～



発足時期 平成16年12月

代表者氏名 藤本 堅悦氏

グループ員数 約400名

## ● 結成の経緯

横手市内で牛乳販売店を営んでいるパトロール隊々長が、配達先の独り暮らしのおばあちゃんから「いつまで牛乳を配達してもらえるのか」と将来の不安に対する話を聞き、このことを出入りしていた地元警察に相談したところ、「警察も協力するからそのおばあちゃんのためにボランティア団体を作ってみたら」と勧められ、地元で活動する7事業者の協力を得て結成に至る。

## ● 活動地域

秋田県横手市内全域

## ● 主な活動内容

よこてレインボーパトロール隊は、次の3つの特徴ある活動を行っている。

### ① 地元業者による24時間パトロール

地元で活動する7業者が高齢者や子どもの見守り活動、犯罪や交通事故被害防止のための活動を実施している。

活動時間帯 早朝時間帯：牛乳配達、新聞配達

昼間時間帯：電気・水道の検針員、宅配業者、ヤクルト販売員

深夜、未明時間帯：運転代行業者



## ② 「あっ!! 晴れ劇団」による様々な防犯寸劇

元々は交通安全協会の支部活動として、子ども向けの交通安全寸劇や安全体操を実施していたが、平成18年4月藤里町で小学生連続殺害事件が発生したのを受け、防犯や交通安全の垣根を設けることなく、地域の問題やその時々状況に応じた寸劇や活動を通じて犯罪防止、交通事故防止、高齢者・子どもの見守り活動を実施している。



同劇団は、よこてレインボーパトロール隊の広報啓発部隊として、「分かりやすく、親しみやすい」をモットーに活動しており、県下の各市町村から講演依頼が絶えない。

## ③ 他団体と協働した地域安全運動

よこてレインボーパトロール隊では、「地域安全活動のためには何でもやってみよう」という気持ちで、他の団体との協働によるパトロールや諸行事に積極的に取り組んでいる。

- ・ 市町村、農協、生産農家、観光協会等と協働による農産物パトロール



横手市は秋田県内でも有数の果樹生産地であり、6月のサクランボ、9月～10月のぶどう、りんごの収穫期には、それぞれ「チェリーパトロール隊」、「グレープパトロール隊」を結成し、農産物の盗難防止パトロールを実施している。

- ・ 警察や他の団体と協働した活動



地域安全運動や年末年始の警戒活動等はもちろんのこと、2月に開催されるかまくら祭り会場では、少年保護育成員、暴力団追放委員と協働した防犯キャンペーンを、更に年末には、飲食店組合、アパート防犯協会と協働した飲食店街の風俗浄化運動、銀行等金融機関に対する振り込め詐欺被害防止啓発活動等々を実施している。

## ● 活動の成果

24時間、四六時中、誰かが地域を見廻ることができるので、犯罪の発生を防止したり、高齢者の人たちの不安を少しでも解消できることにつながっている。

よこてレインボーパトロール隊は警察との良好な関係構築のもとで、活動中に事件事故を目撃したり、困っている人、様子がおかしい人を認めたときは、すぐに警察に連絡することにしており、これまでに



- ・ 飲食店の看板を壊しているところを認め、現行犯逮捕に繋がった
  - ・ 独居高齢者の異常発見
- 等の成果があった。

## ● グループからの一言

「・・・ながらで、長く、気張らずに」

レインボーパトロール隊の活動は、仕事をしながらの、いわゆる「ながらパトロール」が主体で、24時間、四六時中、高齢者や子どもの安全のこと、地域の安全のことを考えることは大変難しいことである。

ただ毎日の活動の中で、

ちょっとおかしいと感じたとき

あれ、どうしたんだろうと思ったとき

に、そのままにしないで面倒がらずに声をかけること、警察に連絡することが隊の活動の中で一番大切なことではないかと考えている。

毎日決まった時間に見守り活動、パトロールをするものではないが、毎日の仕事の中で地域の安全安心のために長く活動できるよう「ながらで、長く、気張らずに」をモットーに今後も頑張っていきたい。



横手市内（横手城より）





～子ども・学生を巻き込んだパトロールで地域の絆と安全を守る～



■  
発足時期 平成15年7月

代表者氏名 吉崎 道子氏

■  
グループ員数 約60名  
■

## ● 結成の経緯

平成14年暮れ、地元警察署が発行する池上防犯ニュースに掲載された侵入盗やひったくり、少年犯罪増加の記事を見て、自分たちが住む街の安全安心な生活が著しく脅かされている状況を知り、警察や行政に任せるだけでなく、地域住民が積極的に地域の安全活動に携わり「自分たちの街は自分たちの手で守る」取り組みをして行かなければならないとの思いを抱く。

当初、友人仲間の4名で少しずつパトロール活動を開始し、地元警察署への相談、各町会へ隊員の募集を行った結果、半年後には、会社員、主婦、教員、自営業者、学生など約40名の有志が集まり、隊の結成に至る。

## ● 活動地域

東京都大田区池上1～8丁目及び中央4～8丁目の地域

## ● 主な活動内容

PSIの活動は、日本の古き良き伝統である連帯と共生を築きつつ、パトロール活動を中心に展開している。

### ① パトロール及び子ども見守り活動

PSIでは、週3回の昼・夜の防犯パトロール、毎朝・夕のわんわんお散歩パトロール、及び毎日の登下校時間帯の交差点における子ども見守り、あいさつ活動を実施している。



## ② ジュニアパトロール隊による各種防犯活動等への参加

平成18年8月、隊員の子どもたちがパトロール活動に参加したことによりジュニアパトロール隊が発足、現在は小学生から大学生まで約15名の隊員により、

- ・ 防犯紙芝居、防犯かるた（防犯教室）の開催
- ・ 地域安全マップづくり活動への支援参加
- ・ 少年の居場所づくり（非行防止）活動への支援参加
- ・ 環境美化活動
- ・ 防犯ソングの作成

等々、様々な地域活動に積極的に参加している。



ジュニアパトロール隊では、できる限り子どもたち自身がイベントの開催、参加を企画立案し、自主性と責任感、社会常識の醸成に努めており、

- ・ 挨拶はきちんとする
- ・ 決まりごとはきちんと守る

など、6項目からなるジュニア隊員の教訓を定めている。

## ③ 地域安全マップづくり

P S Iでは、地元の大田区立池上小学校と連携、毎年夏休み期間中に、子どもの居場所づくりの一環として、地域安全マップづくり教室を開催している。



## ④ 「池上安全・安心まちづくり展」の開催実施

P S Iでは、自分たちの活動を広く知ってもらうため、毎年5月、地元小中学校の協力を得て児童・生徒による防犯標語、防犯作文、防犯ポスターコンクールを取り入れた池上安全・安心まちづくりを開催している。

現在では、自治体や地元企業の協力により、優秀作品には、区長賞、防犯協会長賞、連合会長賞を設けるまでになっており、子どもはもちろん、保護者や祖父母、地元企業、商店等に至るまで防犯活動に対する関心の輪が広がってきている。



## ● 活動の成果

防犯パトロールをはじめとする各種活動を通じて、地域住民の参画意識や連帯感が生まれ、地域の繋がりが強くなった。

通学時間帯の見守り活動により、子どもたちが「おはようございます。ありがとうございます。」等元気にあいさつをするようになった。又、子どもの居場所作り活動や交番と連携した防犯、非行防止活動により、非行少年の減少に繋がっている。



## ● グループからの一言

防犯ボランティア活動に取り組んだ当初は、隊員の集め方や活動の方法も分からず何もかもが手探り状態での活動であったが、根気よく活動を続けたことで行政や町会からの理解や支援を得られるようになりました。

一定の活動実績を作り、信用と信頼を得るまでは本当に大変な道のりであったが、「自分たちの街は自分たちの手で守る」との信念のもと、できる者が、できるときに、できる範囲で楽しくやってきた結果が今日に繋がっている。

防犯ボランティア活動は、神様が私に与えてくださった課題の1つと思い、初心を忘れずに挑戦を続けて行きます。

# 馬橋ご近所付き合い広目隊

■東京都 杉並区

～ 防犯パトロール活動で空き巣被害を激減させた街～



■  
発足時期 平成15年4月

代表者氏名 本橋 宣彦 氏

グループ員数 約200名

## ● 結成の経緯

広目隊結成のきっかけは、空き巣多発地域ということで警察に対する交番の設置要望や行政に対する防犯対策強化の働きかけを行っていた平成15年3月、NHKの「問題解決、ご近所の底力」という番組から「空き巣被害を無くすため自分たちの力で防犯活動をやってみないか」との呼びかけがあり、自分たちの街は自分たちで守ろうと立ち上がった住民有志によって隊の結成に至る。

結成集会では「みんなで守ろうみんなの馬橋」を合い言葉に、活動の3本柱として、「あいさつ・パトロール・環境美化」を決定する。

## ● 活動地域

東京都杉並区阿佐ヶ谷南1・2丁目、高円寺南3丁目及び梅里2丁目（旧馬橋地区）の地域

## ● 主な活動内容

### ① 防犯パトロール

地域を6つの地区に分け、それぞれの地区（町会）が月間のパトロール日程表に基づき、自主的にパトロールを実施している。

地区によりパトロールの実施回数、実施時間、参加人員等は異なるが、地区（町会）毎の考えがあることから、お互いの方針を尊重し合い強制はしていない。



恒例のパトロール前の集合写真

## ② あいさつ運動と環境美化活動

パトロール中は、すれ違う歩行者、自転車通行者等に積極的なあいさつを行うとともに、道路、公園等に落ちているタバコの吸い殻、紙くず等のゴミを拾い集め、又電柱等に張り出された違法広告物の除去や放置自転車・放置バイクへの警告書貼付を行っている。

地区内で空き巣等の犯罪が発生した場合には、発生地域を中心に被害防止の啓発チラシのポスティングや啓発ポスターの掲示も行っている。



## ③ 住民の絆を強める各種イベントの開催

活動は、地域の絆を強め、楽しくなければ長続きしないとの考えから、隊員はもちろん、地域住民が自由に参加できる各種イベントを開催している。

- ・ お花見集会～4月
- ・ 防犯バザー～7月
- ・ お楽しみ会～11月
- ・ 餅つき大会～1月



## ④ 学校・警察・区役所と連携した活動

- ・ 杉並第6小学校では、3年時の総合学習授業で防犯活動を設定しており、3年生全員が広目隊の防犯パトロールを体験するようになっている。

更に、同小学校のPTA活動は、保護者の活動を点数評価する形で保護者の各種活動への積極的な参加を呼びかけており、広目隊のパトロール参加も点数評価の対象活動となっている。

- ・ 地元警察が主催する犯抑団（地域の各種団体が参加する街頭キャンペーン等の犯罪抑止活動を実施）に参加し、杉並区の安全安心の確保に貢献している。



- ・ 杉並区危機管理室は、独自の安全パトロール隊を設置しており、区が計画主催する防犯パトロールや年末の防犯キャンペーン、パレード等に積極的に参加している。

## ● 活動の成果

広目隊のパトロール活動等により、年間約130件（H13年当時）の発生を見ていた空き巣被害が激減し、開始2ヶ月後の平成15年6月には、1か月間の空き巣被害の発生が0件となった。

その結果、NHK「ご近所の底力」殿堂入り第1号になった。

※ 近年の空き巣被害発生状況 年間10件前後

広目隊の先駆的な活動がマスコミ報道で大きく取り上げられた結果、東京都内はもちろんのこと全国の後発防犯グループの立ち上げ、自主防犯活動の活性化の一因となる。

馬橋地区自体では、広目隊の活動開始以後、地域の繋がりが一層強固なものとなり、防犯活動以外の地域活動にもつながり、自分たちが地域内で気持ち良く生活を送ることができている。

## ● グループからの一言

楽しくなければ長続きしない、活動を行うに際しては参加を強制することなく、活動に参加できる者が、できる範囲で行うことが大事だと思う。

隊員の平均年齢は67～68歳くらいで、その半数以上が女性であることから、定年後の男性への参加呼びかけ、若い世代へのバトンタッチで隊の活性化を図り、「みんなで守ろうみんなの馬橋」を合い言葉に、警察や行政に頼るのではなく、自分たちの街を自分たちの手でしっかりと守って行きたい。

特定非営利活動法人

# 飯伊学生防犯対策支援協会

長野県 飯田市

～ 地元企業の篤志家等が子どもを守る活動を展開～



発足時期 平成17年4月

代表者氏名 岩崎 愈氏

グループ員数 36名

(個人・法人)

## ● 結成の経緯

子どもたちに対する犯罪が増加する中、子どもたちが犯罪の被害に遭わないようにする活動をしたと考えた代表者が、地元の篤志家と任意団体を立ち上げ、その後の平成18年12月にNPO法人の認証を受け、小・中学生に対する防犯支援活動を展開している。

## ● 活動地域

長野県飯田市及び下伊那郡全域

## ● 主な活動内容

### ① 防犯意識高揚に関する事業

小学校児童、中学校生徒の防犯意識の醸成を図る目的で警視庁が考案した覚え言葉「イカのおすし」を浸透させるため、活動地域内の小学校55校、中学校29校の児童・生徒に対し、不審者への対処要領等を搭載した

- ・ 防犯テキスト本の製作、配布  
(小学校低学年用・高学年用、中学生用の3種類)
- ・ 防犯ソング、防犯ダンスを作りCD・DVDにして配布



- ・ 防犯グッズの作成・寄贈  
（協会のオリジナルキャラクター「イカーマン」を用いたキーホルダー、シール、絆創膏、エコバッグ等）
- ・ 防犯ポスターの作成・寄贈等を行っている。



## ② 学校への不審者侵入対策支援事業

女性教員が使い易いようにと市販されている刺股を小型軽量に改良した「サスマタフットキャッチャー」を考案し、全小・中学校に寄贈したほか、学校への侵入者を捕捉するための防犯機器ネットランチャーを全小・中学校に寄贈している。

更に地元警察、教育委員会等の協力により、学校の教職員を対象とした防犯訓練、防犯講習会や児童等を対象とした防犯訓練を開催している。



開発したサスマタフットキャッチャー



ネットランチャーを使った防犯訓練

## ③ 青色防犯パトロール車を活用した児童見守り活動

平成 18 年 7 月、青色防犯パトロール車運行の承認を受け、同協会所有の青パト車 1 台を活用しながら、小学校の防犯ボランティアと連携を取りながら登下校時間帯の児童見守り活動を実施している。





## ● 活動の成果

児童・生徒に対する防犯支援活動を始めて7年目、地域の子どもたちの間に「イカのおすし」が浸透し、ほとんどの子どもたちがテキスト本等を見ることなく言える状態にまでなっている。

その結果、事件や交通事故の被害者となるケースが無くなり、又地域内の学校や家庭等において防犯意識の醸成を養う結果となっている。



## ● グループからの一言

「継続は力なり」

当協会の活動は、子ども自らが自分を守る知識を身につけ、犯罪を抑止することを目的としている。そのためには一過性の活動ではなく、支援活動の継続化、活発化を図ってゆく必要がある。

児童・生徒に配布する防犯テキスト本等は「家庭内でも防犯の話をしてもらいたい」との思いから配布しており、子どもたちが親になっても親子2代、3代と続けて欲しいと考えている。

# 吹上町内安全(防犯)徒歩パトロール隊

■三重県 伊勢市

～吹上地区の住宅及び商店街を中心に徒歩による防犯活動を展開～



■  
発足時期 平成17年10月

代表者氏名 青木 昭一 氏

■  
グループ員数 47名  
■

## ● 結成の経緯

伊勢市吹上地区は、お伊勢参りの玄関口となるJR及び近鉄伊勢市駅、近鉄宇治山田駅前の住宅街及び商店街からなる地域であり、空き巣や居空き等の侵入犯罪が増加し、犯罪の未然防止や不審者対策の体制作りが急務と考えた隊の前総括と防犯部長の2人で防犯活動を開始するとともに、防犯パトロールを町会活動の1つに掲げ活動への参加呼びかけを行った結果、町会役員や町民有志によってパトロール隊の結成に至る。

## ● 活動地域

三重県伊勢市吹上1～2丁目の地域

683世帯 1,310人 (男:576人 女:734人)

## ● 主な活動内容

### ① 徒歩にこだわったパトロール

- ・ 夜間徒歩パトロール  
毎月第2、第4週の月、火、木、金曜日の午後7時30分から概ね1時間から1時間半程度、2個班(各班4～5名)が地域内全域を徒歩で巡回する。





パトロールに合わせ、住民とのふれあいを大切に声かけ運動や、道路、公園等でのゴミ拾い、放置自転車への警告書の貼り付けを行い、1週間経っても移動しない自転車は、行政に対し撤去依頼を行っている。

- ・ スクールガード（昼間徒歩パトロール）

地区の子どもが通学する小学校の登下校時間に合わせ、学校校門から吹上地区までの同伴下校や交差点での立哨・声かけ活動、通学路のパトロールを実施している。



## ② 絆行動（高齢者見守り活動）

吹上地区は伊勢市の中でも高齢化率が約42%と高く、平成22年10月から「人生の大先輩！高齢者の皆さんに安全・安心を！」を合い言葉に戸別訪問活動による「五つの絆行動」を展開している。

### 五つの絆行動

- 1 高齢者の皆さんに声掛けをしよう。
- 2 時折、訪問して困り事、心配事が無いか尋ねて、良き相談相手になろう。
- 3 地区内の催しものに参加するよう誘おう。
- 4 地区内の異常情報（不審者の目撃、防犯灯の球切れなど）を情報発信するようお願いしよう。（高齢者の地域活動参加）
- 5 人生の師として、先輩として、そして先人として敬い、言動に配慮しながら心の結びつきを大切にしたいふれあいを持とう。

地区内居住の65歳以上の高齢者121名(独居・高齢者世帯)に対する訪問活動を実施、訪問に際しては警察や市役所等から入手した防犯チラシの配布、犯罪情報の発信を行い健康問題を始め、高齢者が悪質商法等の犯罪や交通事故の被害者にならないように注意を呼びかけている。

(平成23年10月25日現在の延べ訪問数：667名)



## ● 活動の成果

活動開始以後、地区内で空き巣や居空き等の侵入盗の発生は無く、地域の防犯力を強めることになっている。

徒歩パトロールにこだわった結果、多くの住民と知り合えることができ、地域内の防犯意識の高まり、住民同士の絆が強くなっている。又隊員の中には、知らなかった道路、知らなかった公園・建物を知ることができ、自分が住む街への愛着と再発見に繋がったと喜ぶ者もいる。

絆活動に原点をおいた活動は、セーフコミュニティの原点とも言える。



## ● グループからの一言

自主防犯活動の真髄には、自己犠牲の部分も多く含まれ、地域愛が必要。活動で何かを得ようとするのではなく、愛する家族を始め地域住民（隣人）のために何ができるか、どんな行動ができるかを生きがいに繋げたい。

隊のモットーは、「安全・安心な町は自分たちでつくる」、活動は決してボランティア（奉仕）でなく、住民としての責務だ。警察や行政におんぶに抱っこされるのではなく、今後も自主的・自発的な活動に取り組んで行きたい。

# 西大和6自治会連絡会

■奈良県 上牧町

～ニュータウンの6自治会が防犯と防災を融合させた活動を実施～



■  
発足時期 平成14年4月

代表者氏名 田中 二三男氏

グループ員数 26名

## ● 結成の経緯

阪神淡路大震災後の平成9年、自主防災組織「自主防災西大和会議」を立ち上げ災害防止に重点を置いた自治会活動に取り組んでいたが、地域内で空き巣等の侵入犯罪が多発、防犯活動の必要性が叫ばれた。平成14年4月、既存の防災組織を発展改組させ地域内の6自治会が連携協力する「西大和6自治会連絡会」の設立に至る。

## ● 活動地域

奈良県北葛城郡上牧町片岡台1～3丁目及び桜ヶ丘1～3丁目の地域

## ● 主な活動内容

### ① 防犯パトロール

- ・ 青色防犯パトロール

同連絡会の附置機関として、隊員61名、登録車両27台（平成23年7月末現在）で構成する青色防犯パトロール隊「ブルーインパルス西大和」を有しており、各丁自治会の責任においてパトロールを実施しているほか、年末には特別警戒期間を決め特別パトロールを行っている。



- ・ 環境美化パトロール

同連絡会では、「割れ窓理論」に基づき、春季（5～6月）と秋季（10～11月）の年2回、地域内の環境美化に配意したパトロールを実施し、犯罪の発生しない環境づくりを目指しているほか、地域内の危険箇所の確認、掲示ポスターの張り替えを行っている。

- ・ 空き巣被害ゼロ100日運動の実施

連絡会を結成した平成14年から毎年、9月23日から12月31日までの100日間を「空き巣被害ゼロ100日運動」として空き巣等侵入盗被害の発生を抑止する運動を継続実施している。運動期間中は、各丁自治会住民による徒歩や自転車、青色防犯パトカーによる各種防犯パトロール、警察や自治体と協働した防犯キャンペーン活動等に取り組んでいる。



## ② 防犯意識の高揚・啓発

- ・ 各種防犯ポスターの製作と掲示

同連絡会では、空き巣や振り込め詐欺等の犯罪被害防止はもちろんのこと、地域の絆を強めるあいさつ運動啓発ポスター、防犯対策懇談会への参加募集ポスター等を製作、各丁自治会の専用掲示板に掲示し、地域住民の防犯意識の高揚・啓発に努めている。



- ・ 「安心安全マップ」、「防犯・防災双六」の作成

地域内の公共施設や公園、ため池等のほか、痴漢・不審者の出没、夜間暗がりとなる箇所などを示し注意を呼びかける安心安全マップ、防犯や防災に関する諸注意事項を記載した独自の防犯・防災双六を作成、各戸に配布し、防犯・防災意識の高揚・啓発に努めている。

### ③ 防災活動

同連絡会では、防災マニュアルの作成を始め、住民を巻き込んだ初期消火・防災訓練の実施、住民向けの地震防災勉強会、講演会等を開催しているほか、各丁自治会毎に防災倉庫（コンテナ等を活用）を設置して、災害発生時に必要となる非常食、飲料水を始めテント、発電機等の防災資器材を備蓄保存している。



### ● 活動の成果

活動の主体は各丁自治会・住民にあるが、事務局制度の導入により連絡会が決定する統一行動に向けた諸対策の立案、活動支援等は、温度差の異なる6自治会が共同歩調で継続的活動を行える結果となっている。

※ 連絡会は、防犯、防災以外の各自治会活動については関与しない。

### ● グループからの一言

6つの自治会が連携協力して自主防犯・防災の活動を続けることに意義があります。また、防犯・防災は基本的な活動を反復継続、つまりマンネリで構わず、日々の活動が犯罪を防ぎ、災害発生時には自分の身を守ることに繋がって行くものと信じています。

発足10年目という節目の年を迎え、今後も「向こう三軒両隣り」の精神で、若い世代に活動を繋げて行けるような活動を行って行きたい。



マスコットキャラクターの「6ちゃん」

# NPO法人西大津防犯

■滋賀県 大津市

～地域住民の力を結集した防犯活動で暴走族のい集を解散～



■  
発足時期 平成15年10月

代表者氏名 清水 耕二氏

■  
グループ員数 30名  
■

## ● 結成の経緯

琵琶湖西岸・JR大津京駅周辺地域は、大阪、京都への通勤圏内のベッドタウンとしてマンションや大型商業施設等の建設が進み、日本一の人口増加地域となっている。そのJR大津京駅前に立つタワーマンションの住民が、駅ロータリーにい集する暴走族による器物損壊や爆音等の不法行為に対処するため自治会を立ち上げ、他の駅周辺7自治会と連携し、前身の「西大津駅周辺防犯推進協議会」を結成、平成16年9月にNPO法人の認証を受け、平成20年3月JR駅名が大津京に変更されたのを機に「NPO法人西大津防犯」に改称、現在に至る。

## ● 活動地域

滋賀県大津市・JR大津京駅周辺地域

## ● 主な活動内容

### ① 防犯パトロール

- 警察犬を帯同した定期巡回パトロール  
毎月第2、第4土曜日の午後10時から概ね1時間半程度、2個班(各班5～10名)による徒歩パトロールを実施しており、うち1個班については民間警察犬訓練所と契約し、警察犬1頭が帯同している。







※ 警察犬の帯同は、道路等に座り込む暴走族の顔の高さと警察犬の顔の高さがほぼ同じで、暴走族への威嚇になるとの意見から導入

- ・ 子ども見守り活動  
小学校の下校時間に合わせ、隊員有志による見守り活動を実施している。
- ・ 青色防犯パトロール車による活動



定期巡回パトロールや子ども見守り活動時には、青色防犯パトロール車を活用したパトロールを実施していたが、東日本大震災の発生を受けて青色防犯パトロール車を必要とする茨城県内のNPO法人に寄贈したため、平成23年5月以降は中止となっている。

## ② 環境美化活動

定期巡回パトロールの実施に合わせ、歩道や公園等のゴミ拾い、線路高架下、地下道等の落書き消しを実施しているほか、市役所の講習を受けた隊員により違法広告物の除去作業を行い、地域の環境美化に努めることで犯罪の起きにくい街づくりを目指している。



## ③ 駅周辺の未成年者対策活動（少年への声かけ指導）

定期巡回パトロールの実施に合わせ、駅周辺の施設、公園等にたむろする未成年者に対し、早期の帰宅を促す内容の声かけを積極的に行い、非行防止に努めている。

## ● 活動の成果



活動開始以前は、駅ロータリーに30台以上の自動車、バイクによる暴走族が恒常的に見られたが、現在では散発的に姿を見せるまでに暴走族の集が激減し、地域住民の安全安心の確保につながった。



また、環境美化活動を展開した結果、落ちているゴミが本当に少なくなり、街が綺麗になった。犯罪についても減っているような気がする。

## ● グループからの一言

自分たちの街は自分たちで守る。(警察依存型から地域自衛型へ)  
活動を通じて「やればできるんだ」と自信になった、やらないと何も変わらない。勇気を出して前に進むことが大切だと感じた。

暴走族を排除した今、地域の平和(安全安心)を維持するためにも共通の悩み、問題点を共有し、対策を考え、地域の力を合わせ今後も取り組んで行きたい。



# 円城駐在所管内安全パトロール隊

■岡山県 吉備中央町

～山間部の集落で地道なパトロール活動を継続実施～



■  
発足時期 平成17年10月

代表者氏名 草地 明保 氏

■  
グループ員数 約50名  
■

## ● 結成の経緯

大阪府・池田小学校における児童殺傷事件以後、子どもや高齢者が事件や事故に巻き込まれるニュースなどを耳にする度に、平穏なこの地域でもいつ、子どもや高齢者が被害者となる犯罪が起きてもおかしくない、地域のみんなが安全で安心して生活できるために、子ども、高齢者の見守り活動をやって行こうとの意見があり、地域安全推進員、民生委員など地域の有志によって結成に至る。

## ● 活動地域

岡山県加賀郡吉備中央町円城及び長田地域

## ● 主な活動内容

同パトロール隊は、地区内を歩いて見守る「徒歩隊」と20台の青色防犯パトロール車からなる「機動隊」の2つの隊からなり、主に以下の活動を展開している。

### ① 通学路における子ども見守り活動

円城小学校(児童数50数名)の一部児童は、スクールバスで通学しており、各地区のバス停を降りてから自宅までの、街灯もなく暗くて細い山道を15分以上かけて帰宅する児童もいる。

地域が山間部ということもあって野生猿(80～100匹のグループ数グループが生息し



ている。)が、エサを求めて人に近づくこともあり、体の小さな子ども達にとっては襲われはしないかと脅威となっている。児童の下校時間前に機動隊が青色回転灯を光らせ広報テープを流しながら通学路を走ることによって野生猿及び不審者(車)からの児童保護に活躍している。



## ② 高齢者見守り活動



地域の半数以上が高齢者を占め、独居のおじいちゃん、おばあちゃんも多い。

毎月開催する定例会(情報交換会～隊員、介護施設職員、学校の先生、警察官等で構成)で地域内の独居高齢者はすべて把握しており、機動隊員が各戸を訪問し、洗濯物や新聞・郵便受けなどによって安全の確認を行っている(特に注意を必要とする高齢者には直接訪問することもある)。

## ③ 青色防犯パトロール車を活用したその他の活動

青色防犯パトロール車の機動力を活かし、徘徊高齢者の搜索活動に従事し、高齢者を無事発見保護したこともあり、又、廃棄物の不法投棄や高齢者宅への訪問販売との情報を入手すれば、速やかに駆けつけることで、犯罪の未然防止に一役かっている。

更に、夏祭り等地域の行事にも積極的に参加出動し、会場の警戒及び駐車場、周辺道路等における事故防止にも活躍している。



## ● 活動の成果

青色防犯パトロール車が児童の通学路をはじめ区内を隅なくパトロールすることで、児童、独居高齢者はもちろんその家族、親戚一同が安心感を持つに至っている。

具体的な成果としては

- ・ 高齢者宅に訪問販売業者が来ているとの情報で、機動隊員が駆けつけたところ、業者が販売を中止し立ち去って行った。
- ・ 機動隊員が山間部をパトロール中、青色パト車を不法投棄の取締監視車と思い込み立ち去って行った。
- ・ 行方不明になった高齢者を警察や消防団と一緒に捜索した結果、機動隊の青パト車で無事発見に至った。

という例があり、事故や犯罪の未然防止・被害拡大防止に貢献している。



## ● グループからの一言

パトロール隊の活動はあくまで任意の活動であり、実施可能な者が可能な範囲で参加している。

隊では、隊員の高齢化、固定化の課題も出てきているが、活動によって得られる満足感と活動に対するモチベーションの維持に努めることで、今後も、「気長に・気軽に・危険なく」を合い言葉に活動を続けて行きたい。

常盤地区学校等運営協力会

# 常盤地区イエロー隊

■香川県 観音寺市

～ 地域の高齢者が生きがいとして防犯活動を実施～



■  
発足時期 平成18年2月

代表者氏名 石川 義行 氏

グループ員数 約150名  
■

## ● 結成の経緯

地域の高齢者が、生きがいとして地域貢献活動ができないかと考えていた矢先の平成17年11月、帰宅途中の小学生女児が何者かに連れ去られそうになる事案が発生した。常盤小学校4地区の代表者等による話し合いで、子どもたちの安全を確保するための見守り活動を実施することを決定、4地区の有志によって、隊の結成に至る。

## ● 活動地域

香川県観音寺市・常盤小学校区

## ● 主な活動内容

### ① 児童見守り活動

- ・ 通学路における見守り活動

児童の登校時間に合わせ、学校前交差点や通学路の主要ポイントに隊員が立ち、子どもたちの安全確保、交通指導等を実施している。又、隊員によっては、孫の登校に合わせて学校まで付き添う隊員もいる。



- ・ 校内における監視、巡回活動

学校の空き教室を借り受け隊の活動拠点として使用、午前午後と2名以上の隊員が常駐し、校内の監視、巡回活動を行い不審者の校内への侵入防止に一役かっている。



## ② 学校運営への協力

第一線を退いたものの同隊隊員の中には、様々な仕事に従事し様々な資格・特技を持つ者がおり、古くなった遊具の撤去や庭木の剪定、草刈り、校内の清掃等を行い、学校の環境整備に貢献している。



## ③ 児童との交流活動

学校からの依頼を受け、3学年時の総合的な学習授業・地域の探検では児童への付き添いと現地における講師役を、4学年時の自転車教室では警察官と一緒に、自転車の乗車方法や交通ルールの指導等を、5学年時の家庭科では針の使い方やミシンの使い方など、教師の補助的立場で貢献している。

又、隊員の中には生け花、お茶、将棋などの指導者、或いは趣味としてやっている者がおり、クラブ活動時に児童との交流を図っている。



## ● 活動の成果

イエロー隊の活動により、地域内の防犯意識の高まり、地域住民の絆がより一層強くなっている。

小学校PTAでもイエロー隊の活動に負けじと、PSY委員会（P～保護者、S～学校、Y～イエロー隊）を立ち上げ、親子のふれあい・家族愛を強める活動を展開している。

隊員自身も存在感が認められ地域に貢献できる喜びと、子どもたちとの交流で元気を貰い、健康に楽しく生活を送れるようになり、子どもたちも声が大きくなり、あいさつも良くなっている。



## ● グループからの一言

隊の結成から6年目を迎え、活動も途切れることなく1,000日を超えた。隊員は、自分たちの母校を活動拠点にして地域へ恩返しができることに生きがいを得、活動の成果にも手応えを感じている。

隊のモットーは、「汗とお金は出すが、口は出さない」であり、今後も地道に無理をせず一人ひとりの自覚と責任で長く活動を続けて行きたい。



# かでな振興自主防犯パトロール隊

■沖縄県 嘉手納町

～地元企業の現役社員が住みよい街にと防犯活動を展開～



■  
発足時期 平成13年3月

代表者氏名 仲本 勝之氏

■  
グループ員数 12名  
■

## ● 結成の経緯

隊長の仲本氏が、子どもの頃に遊んだ綺麗な公園、楽しい公園を取り戻し、子どもからお年寄りまでが安全で安心して暮らせる環境を作りたいという思いから、単身で環境美化等のボランティア活動を開始する。

その後、会社の同僚に活動への参加呼びかけを行った結果、賛同した同僚と共に、隊の結成に至る。

## ● 活動地域

沖縄県中頭郡嘉手納町全域

## ● 主な活動内容

沖縄県では、県民や自治体、警察、学校等が一体となって安全で安心な沖縄県を実現するための「ちゅらさん運動」を実施しており、かでな振興自主防犯パトロール隊もこの運動の趣旨に賛同、各種活動を展開している。

### ① 防犯パトロール

- ・ 徒歩や青色防犯パトロール車によるパトロール

登校時間帯に当たる午前7時半頃から約1時間、出勤前のウォーキングやジョギングを兼ねた通学路のパトロールのほか、業務中は会社所有の業務車両12台に防犯ステッカーを貼り付け、可能な



限り通学路を通るようにして子どもの安全安心を念頭にパトロールを実施している。

また、毎週金曜日の業務終了後には、4台の青色防犯パトロール車を活用したパトロールを実施している。

- ・ 年金支給日の警戒活動

年金支給日には、業務に支障が出ないよう昼休みの時間を活用し町内の金融機関に向き、利用者に対して声かけやチラシの配付を実施するなど、振り込め詐欺等の被害防止の啓発に取り組んでいる。



## ② ちゅらさん笑劇団による防犯寸劇

隊では、嘉手納町内から振り込め詐欺の被害者を出さないため、隊員による劇団を作り、これまで町内外で20回以上の講演をしている。

沖縄芝居をアレンジした防犯寸劇は、見学者であるお年寄りに電話を受けた際の対処方法を体験してもらうなどの工夫をこなす演出を取り入れている。



講演終了後には、訪問先の高齢者との交流の場として誕生会や食事会に参加し、高齢者との絆を大切にしている。

## ③ 割れ窓理論に基づく活動

ちゅらさん運動の一環活動の1つ、「ちゅらまちづくり」として毎月第3木曜日に町役場、警察と合同で公園パトロールを実施、遊具の損壊や電灯の球切れ点検、落書き消し、浮浪者の排除活動を実施している。





学校の通学路で、草木が生い茂り死角となる場所を見つけた場合は、学校や町役場と連携し、樹木の剪定、草刈り作業等も行っている。

#### ④ 少年の居場所づくり

青少年の居場所づくりの一環として、非行少年や不登校中学生を対象に草木の寄せ植えを指導している。

出来上がった少年の作品は、町役場、学校、道の駅で展示している。

### ● 活動の成果

公園の公衆トイレに花（100円ショップで購入した造花）を置いたところ、トイレの落書き、ドアの損壊、トイレトペーパーの盗難が少なくなりトイレが綺麗になった。

町役場への働きかけで浮浪者の生活拠点となっていた河川橋の下に侵入防止フェンスを設置、浮浪者の排除に成功した。

振り込め詐欺被害防止の防犯寸劇を見学した高齢者に実際に電話があったが、被害の未然防止につながった。




### ● グループからの一言

ボランティア活動をするには、警察や行政と仲良くなること。

警察と一緒に活動することで町民のパトロール隊に対する信頼を得ることに繋がり、各種活動がスムーズに行うことができる。また、行政は色々な知識を持っており、それらをもらうことで活動に活かすことができる。

我々の活動は会社からの理解と援助を受けて実施している。現代の企業は利益を追い求めるだけでなく、地域に貢献する活動に取り組むことが必要だと思う。

防犯ボランティア活動は継続することが何よりも大事なことであり、今後も参加者を募って活動を継続して行きたい。



自主防犯グループ活動  
事例編

### 兵庫県下の刑法犯認知件数等の推移（警察署別）

警察署	年・件数	平成 14 年			平成 22 年			平成 23 年 (11 月末)		
		刑法犯 認知件数	街頭犯罪・ 侵入犯罪	その他の 刑法犯	刑法犯 認知件数	街頭犯罪・ 侵入犯罪	その他の 刑法犯	刑法犯 認知件数	街頭犯罪・ 侵入犯罪	その他の 刑法犯
兵 庫 県		164,445	127,152	37,293	80,860	52,393	28,467	70,307	44,628	25,679
神 戸	東灘警察署	6,574	5,422	1,152	2,529	1,708	821	2,256	1,514	742
	灘警察署	4,569	3,541	1,028	1,934	1,247	687	1,823	1,150	673
	葺合警察署	3,827	2,212	1,615	1,620	801	819	1,489	825	664
	生田警察署	5,500	2,846	2,654	3,114	1,278	1,836	2,717	1,054	1,663
	兵庫警察署	4,328	3,156	1,172	2,682	1,513	1,169	2,114	1,274	840
	長田警察署	3,509	2,702	807	2,196	1,317	879	1,969	1,234	735
	須磨警察署	4,442	3,463	979	2,281	1,380	901	1,851	1,163	688
	垂水警察署	4,744	3,732	1,012	2,096	1,300	796	2,087	1,315	772
	神戸水上警察署	1,233	831	402	357	170	187	364	192	172
	神戸西警察署	7,849	6,253	1,596	3,452	2,343	1,109	2,891	1,897	994
	神戸北警察署	2,560	1,921	639	981	620	361	878	516	362
	有馬警察署	1,760	1,269	491	1,092	649	443	832	501	331
計	50,895	37,348	13,547	24,334	14,326	10,008	21,271	12,635	8,636	
阪 神	芦屋警察署	2,851	2,384	467	1,185	843	342	931	602	329
	西宮警察署	9,511	8,002	1,509	4,971	3,406	1,565	4,081	2,719	1,362
	甲子園警察署	4,471	3,577	894	2,078	1,459	619	1,629	1,105	524
	尼崎南（尼崎中央）警察署	3,690	2,705	985	3,711	2,476	1,235	3,143	2,159	984
	尼崎東警察署	3,082	2,439	643	3,446	2,407	1,039	3,036	2,131	905
	尼崎西警察署	3,895	3,089	806						
	尼崎北警察署	7,478	6,185	1,293	3,244	2,499	745	2,862	2,078	784
	伊丹警察署	6,010	4,912	1,098	3,275	2,451	824	3,032	2,154	878
	川西警察署	3,423	2,751	672	1,717	1,081	636	1,662	1,057	605
	宝塚警察署	5,310	4,255	1,055	2,472	1,740	732	2,083	1,447	636
	三田警察署	1,978	1,589	389	1,235	745	490	945	576	369
	篠山警察署	974	710	264	413	277	136	347	226	121
	丹波（柏原）警察署	1,324	980	344	500	320	180	457	239	218
計	53,997	43,578	10,419	28,247	19,704	8,543	24,208	16,493	7,715	
東 播 磨	明石警察署	11,555	9,296	2,259	4,245	2,834	1,411	3,612	2,373	1,239
	三木警察署	2,027	1,547	480	1,160	720	440	943	556	387
	社警察署	2,291	1,730	561	1,180	715	465	995	593	402
	加西警察署	1,007	678	329	429	271	158	426	273	153
	西脇警察署	1,154	865	289	493	317	176	438	252	186
	加古川警察署	9,890	7,874	2,016	5,637	4,031	1,606	5,111	3,499	1,612
	高砂警察署	3,349	2,790	559	1,370	937	433	1,299	895	404
	計	31,273	24,780	6,493	14,514	9,825	4,689	12,824	8,441	4,383
西 播 磨	姫路警察署	9,319	7,343	1,976	5,305	3,274	2,031	4,611	2,779	1,832
	飾磨警察署	4,828	4,060	768	2,251	1,563	688	1,958	1,319	639
	網干警察署	1,764	1,379	385	875	551	324	827	525	302
	福崎警察署	1,267	915	352	384	218	166	368	194	174
	たつの（龍野）警察署	2,356	1,777	579	1,104	641	463	1,011	526	485
	相生警察署	1,053	804	249	396	214	182	290	163	127
	赤穂警察署	1,142	886	256	552	366	186	416	231	185
	佐用警察署	286	215	71	109	53	56	96	51	45
	宍粟（山崎）警察署	670	463	207	239	139	100	332	121	211
	計	22,685	17,842	4,843	11,215	7,019	4,196	9,909	5,909	4,000
但 馬	朝来（和田山）警察署	724	473	251	256	137	119	257	130	127
	養父（八鹿）警察署	392	259	133	145	86	59	148	63	85
	出石警察署	188	109	79						
	豊岡南（豊岡）警察署	1,123	660	463	765	445	320	555	326	229
	豊岡北（城崎）警察署	192	106	86	67	27	40	58	26	32
	香住警察署	139	95	44						
	美方（浜坂）警察署	332	208	124	186	112	74	133	67	66
	計	3,090	1,910	1,180	1,419	807	612	1,151	612	539
淡 路	洲本警察署	823	541	282	498	324	174	361	230	131
	淡路（岩屋）警察署	401	291	110	295	167	128	298	161	137
	津名西警察署	559	355	204						
	南あわじ（三原）警察署	722	507	215	338	221	117	285	147	138
計	2,505	1,694	811	1,131	712	419	944	538	406	

注1 街頭犯罪 路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい及び器物損壊等（集团的器物損壊、常習器物損壊及び信書隠匿を含む。）である。

注2 侵入犯罪 空き巣、事務所荒し、出店荒し、金庫破り及び忍込みである。

注3 平成 23 年の件数は、暫定値である。

## まちづくり防犯グループの結成状況（市町別）

平成 23 年 12 月 1 日現在

県民局	市町	グループ数	グループ構成 自治会数 (A)	市町域の全 自治会数 (B)	カバー率 (A) / (B)
神戸	東灘区	30	100	192	52.1%
	灘区	24	181	181	100.0%
	中央区	41	104	158	65.8%
	兵庫区	28	198	237	83.5%
	北区	53	318	378	84.1%
	長田区	42	197	341	57.8%
	須磨区	53	194	304	63.8%
	垂水区	41	332	528	62.9%
	西区	58	325	430	75.6%
	計	370	1949	2749	70.9%
阪神南	尼崎市	301	503	627	80.2%
	西宮市	197	372	447	83.2%
	芦屋市	55	75	79	94.9%
	計	553	950	1153	82.4%
阪神北	伊丹市	19	205	205	100.0%
	宝塚市	75	85	205	41.5%
	川西市	42	118	144	81.9%
	三田市	48	165	184	89.7%
	猪名川町	7	43	49	87.8%
	計	191	616	787	78.3%
東播磨	明石市	63	401	471	85.1%
	加古川市	38	267	313	85.3%
	高砂市	38	82	126	65.1%
	稲美町	47	49	66	74.2%
	播磨町	2	33	47	70.2%
	計	188	832	1023	81.3%
北播磨	西脇市	21	81	88	92.0%
	三木市	28	151	194	77.8%
	小野市	9	87	87	100.0%
	加西市	14	142	142	100.0%
	加東市	94	94	98	95.9%
	多可町	7	62	62	100.0%
	計	173	617	671	92.0%

県民局	市町	グループ数	グループ構成 自治会数 (A)	市町域の全 自治会数 (B)	カバー率 (A) / (B)
中播磨	姫路市	99	815	887	91.9%
	神河町	33	33	39	84.6%
	市川町	24	24	29	82.8%
	福崎町	19	19	33	57.6%
	計	175	891	988	90.2%
	西播磨	相生市	20	126	128
たつの市		190	213	213	100.0%
赤穂市		11	95	95	100.0%
宍粟市		92	157	157	100.0%
太子町		47	47	69	68.1%
上郡町		39	105	108	97.2%
佐用町		25	117	142	82.4%
計		424	860	912	94.3%
但馬		豊岡市	31	358	358
	養父市	14	154	154	100.0%
	朝来市	13	161	161	100.0%
	香美町	10	120	120	100.0%
	新温泉町	27	115	115	100.0%
	計	95	908	908	100.0%
丹波	篠山市	23	248	261	95.0%
	丹波市	25	298	298	100.0%
	計	48	546	559	97.7%
淡路	洲本市	23	129	160	80.6%
	南あわじ市	19	184	202	91.1%
	淡路市	101	217	235	92.3%
	計	143	530	597	88.8%

県合計	2360	8699	10347	84.1%
-----	------	------	-------	-------

## 市 町 防 犯 担 当 一 覧

県民局	市町名	担当課室名	郵便番号	所在地	電話番号
神 戸	神 戸 市	危機管理室	650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	078-322-6238
	尼 崎 市	市民活動推進担当	660-8501	尼崎市東七松町1丁目23番1号	06-6489-6132
阪神南	西 宮 市	安全・安心対策グループ	662-8567	西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3474
	芦 屋 市	防災安全課	659-8501	芦屋市精道町7番6号	0797-38-2093
阪神北	伊 丹 市	安全対策課	664-8503	伊丹市千僧1-1	072-784-8055
	宝 塚 市	安全安心課	665-8665	宝塚市東洋町1番1号	0797-77-2078
	川 西 市	危機管理室	666-8501	川西市中央町12番1号	072-740-1145
	三 田 市	防災安全課	669-1595	三田市三輪2丁目1番1号	079-559-5057
	猪 名 川 町	企画協働課	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑1-1	072-766-8783
東播磨	明 石 市	防災安全課	673-8686	明石市中崎1丁目5-1	078-918-5069
	加 古 川 市	生活・交通安全課	675-8501	加古川市加古川町北在家2000	079-427-3625
	高 砂 市	危機管理室	676-8501	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9008
	稲 美 町	危機管理課	675-111	加古郡稲美町国岡1-1	079-492-9168
	播 磨 町	危機管理グループ	675-0182	加古郡播磨町東本荘1-5-30	079-435-0991
北播磨	西 脇 市	生活環境課	677-8511	西脇市郷瀬町605番地	0795-22-3111
	三 木 市	生活環境課	673-0492	三木市上の丸町10番30号	0794-89-2344
	小 野 市	防災・地域安全グループ	675-1380	小野市王子町806-1	0794-63-3387
	加 西 市	安全防災課	675-2395	加西市北条町横尾1000番地	0790-42-8751
	加 東 市	防災課	673-1493	加東市社50番地	0795-43-0402
	多 可 町	生活安全課	679-1192	多可郡多可町中区中村町123番地	0795-32-4777
中播磨	姫 路 市	危機管理室	670-8501	姫路市安田4丁目1番地	079-221-2392
	神 河 町	住民生活課	679-3116	神崎郡神河町寺前64	0790-34-0962
	市 川 町	住民環境課	679-2392	神崎郡市川町西川辺165-3	0790-26-1010
	福 崎 町	住民生活課	679-2280	神崎郡福崎町南田原3116-1	0790-22-0560
西播磨	相 生 市	まちづくり推進室	678-8585	相生市旭1丁目1番3号	0791-23-7130
	たつの市	危機管理課	679-4192	たつの市龍野町富永1005番地の1	0791-64-3219
	赤 穂 市	総務部安全安心担当	678-0292	赤穂市加里屋81番地	0791-43-6866
	宍 粟 市	安全衛生課消防安全係	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	0790-63-3119
	太 子 町	生活環境課	671-1592	揖保郡太子町鶴1369-1	079-277-1015
	上 郡 町	住民課	678-1292	赤穂郡上郡町大持278	0791-52-1115
	佐 用 町	企画防災課まちづくり防 災室	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611-1	0790-82-0664
但 馬	豊 岡 市	生活環境課	668-8666	豊岡市中央町2番4号	0796-21-9001
	養 父 市	市民課	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	0796-62-3163
	朝 来 市	総務企画部防災安全課	669-5292	朝来市和田山町東谷213番地	079-672-6112
	香 美 町	町民課	669-6592	美方郡香美町香住区香住870-1	0796-36-1110
	新 温 泉 町	町民課	669-6792	美方郡新温泉町浜坂2673-1	0796-82-5621
丹 波	篠 山 市	市民協働課	669-2397	篠山市北新町41	079-552-1111
	丹 波 市	生活安全課	669-3692	丹波市氷上町成松字甲賀1番地	0795-82-1001
淡 路	洲 本 市	人権推進課	656-8686	洲本市本町3丁目4番10号	0799-22-2580
	南あわじ市	生活環境課	656-0472	南あわじ市市善光寺18番地27	0799-43-5024
	淡 路 市	危機管理課	656-2292	淡路市生穂新島8番地	0799-64-2555

## 警 察 署 防 犯 担 当 一 覧

ブロック	警 察 署	担 当 課	郵便番号	所 在 地	電話番号
神 戸	東 灘 警 察 署	生活安全課	658-0054	神戸市東灘区御影中町2丁目3番2号	078-854-0110
	灘 警 察 署	生活安全課	657-0831	神戸市灘区水道筋1丁目24番地の8	078-802-0110
	葺 合 警 察 署	生活安全課	651-0076	神戸市中央区吾妻通5丁目1番2号	078-231-0110
	生 田 警 察 署	生活安全第一課	650-0004	神戸市中央区中山手通2丁目2番25号	078-333-0110
	兵 庫 警 察 署	生活安全第一課	652-0047	神戸市兵庫区下沢通3丁目1番28号	078-577-0110
	長 田 警 察 署	生活安全課	653-0016	神戸市長田区北町3丁目4番地9	078-578-0110
	須 磨 警 察 署	生活安全課	654-0026	神戸市須磨区大池町5丁目1番30号	078-731-0110
	垂 水 警 察 署	生活安全課	655-0006	神戸市垂水区本多間3丁目12番1号	078-781-0110
	神戸水上警察署	生活安全課	650-0042	神戸市中央区波止場町1番4号	078-332-0110
	神戸西警察署	生活安全課	651-2273	神戸市西区梶台5丁目12番2号	078-992-0110
	神戸北警察署	生活安全課	651-1142	神戸市北区甲栄台3丁目6番1号	078-594-0110
有 馬 警 察 署	生活安全課	651-1301	神戸市北区藤原台北町6丁目18番1号	078-981-0110	
阪 神	芦屋警察署	生活安全課	659-0065	芦屋市公光町6番7号	0797-23-0110
	西 宮 警 察 署	生活安全課	662-0853	西宮市津田町3番3号	0798-33-0110
	甲子園警察署	生活安全課	663-8177	西宮市甲子園七番町11番14号	0798-41-0110
	尼崎南警察署	生活安全課	660-0881	尼崎市昭和通2丁目6番82号	06-6487-0110
	尼崎東警察署	生活安全課	660-0803	尼崎市長洲本通1丁目5番1号	06-6489-0110
	尼崎北警察署	生活安全課	661-0012	尼崎市南塚口町2丁目13番23号	06-6426-0110
	伊 丹 警 察 署	生活安全課	664-0898	伊丹市千僧1丁目51番地の2	072-771-0110
	川 西 警 察 署	生活安全課	666-0003	川西市丸の内町1番1号	072-755-0110
	宝 塚 警 察 署	生活安全課	665-0835	宝塚市旭町1丁目2番30号	0797-85-0110
	三 田 警 察 署	生活安全課	669-1531	三田市天神1丁目10番1号	079-563-0110
	篠 山 警 察 署	刑事生活安全課	669-2341	篠山市郡家403番地18	079-552-0110
	丹波警察署	生活安全課	669-3309	丹波市柏原町柏原2649番地	0795-72-0110
東 播	明 石 警 察 署	生活安全課	673-0025	明石市田町2丁目10番10号	078-922-0110
	三 木 警 察 署	生活安全課	673-0402	三木市加佐238番地	0794-82-0110
	社 警 察 署	生活安全課	673-1431	加東市社1075番地の2	0795-42-0110
	加 西 警 察 署	刑事生活安全課	675-2321	加西市北条町東高室873番の7	0790-42-0110
	西 脇 警 察 署	生活安全課	677-0014	西脇市郷瀬町666番地の6	0795-22-0110
	加古川警察署	生活安全課	675-0101	加古川市平岡町新在家1224番地13	079-427-0110
	高 砂 警 察 署	生活安全課	676-0015	高砂市荒井町紙町1番48号	079-442-0110
西 播	姫 路 警 察 署	生活安全第一課	670-0943	姫路市市之郷926番地5	079-222-0110
	飾 磨 警 察 署	生活安全課	672-8035	姫路市飾磨区中島1130番地の9	079-235-0110
	網 干 警 察 署	生活安全課	671-1234	姫路市網干区新在家1336番地の6	079-274-0110
	福 崎 警 察 署	生活安全課	679-2214	神崎郡福崎町福崎新376番地の3	0790-23-0110
	たつの警察署	生活安全課	679-4167	たつの市龍野町富永1005番地の75	0791-63-0110
	相 生 警 察 署	刑事生活安全課	678-0007	相生市陸本町11番26号	0791-22-0110
	赤 穂 警 察 署	生活安全課	678-0233	赤穂市加里屋中洲1丁目17番地	0791-43-0110
	佐 用 警 察 署	刑事生活安全課	679-5301	佐用郡佐用町佐用2545番地の3	0790-82-0110
	宍 粟 警 察 署	刑事生活安全課	671-2573	宍粟市山崎町今宿5番地	0790-62-0110
但 馬	朝 来 警 察 署	刑事生活安全課	669-5213	朝来市和田山町玉置653番地の2	079-672-0110
	養 父 警 察 署	刑事生活安全課	667-0022	養父市八鹿町下網場364番地の1	079-662-0110
	豊 岡 南 警 察 署	生活安全課	668-0055	豊岡市昭和町7番5号	0796-24-0110
	豊 岡 北 警 察 署	刑事生活安全課	669-6102	豊岡市城崎町桃島100番地	0796-32-0110
	美 方 警 察 署	生活安全課	669-6746	美方郡新温泉街戸田37番地	0796-82-0110
淡 路	洲 本 警 察 署	生活安全課	656-0024	洲本市山手2丁目1番3号	0799-22-0110
	淡 路 警 察 署	刑事生活安全課	656-2401	淡路市岩屋2942番地の24	0799-72-0110
	南あわじ警察署	生活安全課	656-0472	南あわじ市市善光寺18番の25	0799-42-0110





## 自主防犯活動 Q&A



### Q1 自主防犯活動って、何をすればいいの？

**A1** 自主防犯活動は、犯罪や事故などを未然に防止するとともに、地域住民の安全・安心に対する関心を高めること、地域の連帯感を醸成すること、地域の犯罪抑止機能を高めるための活動をいいます。

#### 一例を挙げますと

- ① 防犯パトロール活動（徒歩、自転車、青色パト、犬の散歩など）
  - ② 登下校時の見守り活動
  - ③ 地域での防犯教室・防犯訓練の実施
  - ④ 地域の清掃活動や落書き消し活動、違法ポスター等の除去活動
  - ⑤ 地域内でのあいさつ運動
  - ⑥ 街灯（防犯灯）の点検活動
  - ⑦ 地域安全マップの作成・普及活動
  - ⑧ 高齢者世帯の訪問活動
- などがあります。

### Q2 パトロールは、いつ、どのような場所をすればいいの？

**A2** パトロールは、犯罪が多発している時間帯や場所（地域）を選定し、活動することが効果的です。例えば、

- ① 時間的要素
  - ・ 登下校の時間帯→声かけ、痴漢など
  - ・ 留守にしがちな時間帯→空き巣など侵入犯罪
  - ・ 人通りが少ない時間帯→ひったくり、痴漢など
- ② 場所的要素
  - ・ 通学路や公園
  - ・ 空き巣等侵入犯罪が多発する住宅街
  - ・ ひったくりや痴漢等街頭犯罪が多発する地域
  - ・ ゴミが不法投棄されたり、落書きが多く書かれた場所など

### Q3 パトロールは、どんな服装や持ち物を持てばいいの？

**A3** パトロール実施時には、昼間・夜間を問わず、蛍光色等の目立つ服装で実施しましょう。又、グループでジャンパー、帽子、腕章等を着用し、統一した服装で実施しましょう。

そうすることで、地域の住民や不審者にパトロール中であることをアピールすることができ、更に自分自身を交通事故等から守ることに繋がります。

パトロール時には、「地域安全まちづくり推進員証」を携行するほか、

- 懐中電灯、赤色合図灯・信号灯
- 防犯ブザー、警笛（ホイッスル）
- 携帯電話、筆記用具

等を携行してください。

※特殊警棒や木刀、バット等の凶器となる物、催涙スプレー等は、犯罪となる場合がありますので携行しないでください。

#### **Q4 パトロールをする際には、どのようなことに注意すればいいの？**

**A4** パトロール中に、危険な事態に巻き込まれる可能性がないとはいえません。

次のことに注意しましょう。

- ① パトロールは、必ず、複数で行いましょう。
- ② パトロール中は、責任者（リーダー）を指定し、責任者の指揮のもとで集団で行動しましょう。
- ③ トラブルや緊急事態等が発生した場合に備えて、援護や連絡ができる体制を取っておきましょう。

#### **Q5 活動を継続させるためには、どうすればいいの？**

**A5** ① 活動の目的(目標)を持ちましょう。

② 役員が1年ごとに替わるのではなく、複数年にわたって活動できるリーダー等を選任しましょう。

③ 無理をせず、できる範囲で、できることを、気長に、気楽に行いましょう。

④ 警察や行政が行う講習会等に参加し、基本的な防犯知識を身につけましょう。

⑤ 定期的に連絡会等を開催するとともに、活動結果の記録を残しましょう。

# 地域安全まちづくり条例

(平成18年兵庫県条例第3号)

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 地域安全まちづくり活動(第7条—第10条)

第3章 地域安全まちづくり活動への支援(第11条—第16条)

第4章 雑則(第17条)

附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まれなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (基本理念)

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成(以下「地域安全まちづくり」という。)は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者(以下「県民等」という。)が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)に取り組むことにより、推進されなければならない。

### (県民の役割)

第2条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設(以下「学校等」という。)において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (地縁団体等の役割)

第3条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体(以下「地縁団体等」という。)は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等

を行うよう努めるものとする。

3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合には、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

### (県民等、県及び市町の相互の連携)

第6条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第2条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

## 第2章 地域安全まちづくり活動

### (地域安全まちづくり活動)

第7条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

### (子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校の設置者等」という。)は次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

(1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

(2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育

(3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

#### （防犯に配慮した施設の管理等の取組）

- 第9条** 住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとすよう努めなければならない。
- 2 空地を所有し、又は管理する者は、当該空地を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業員に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。
- 4 深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業員の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。
- 5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

#### （防犯に配慮した基盤の整備）

- 第10条** 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとすよう努めなければならない。
- 2 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとすよう努めなければならない。
- 3 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

### 第3章 地域安全まちづくり活動への支援

#### （地域安全まちづくり活動への支援）

- 第11条** 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。
- (1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
- (2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- (3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
- (4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
- (5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策
- 2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

#### （推進計画の策定）

- 第12条** 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ附

属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

- 3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

#### （指針の策定）

- 第13条** 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。
- (1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針
- (2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
- (3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
- (4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

#### （地域安全まちづくり推進員の設置）

- 第14条** 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。
- 2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

#### （犯罪被害者等に対する支援）

- 第15条** 県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

#### （その他の地域安全まちづくり施策）

- 第16条** 第11条から前条までに定めるもののほか、県は地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

### 第4章 雑則

#### （補則）

- 第17条** この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

#### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### （附属機関設置条例の一部改正）

- 2 （省略）

#### （委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 （省略）



# ～地域安全まちづくり推進員のご案内～

あなたのまちづくり防犯グループの中に、地域安全まちづくり推進員にふさわしい人はいませんか？

## ●地域安全まちづくり推進員とは

地域安全まちづくり推進員とは、まちづくり防犯グループの中で自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組むとともに、警察や行政・学校等の関係機関との連絡・調整を行う者として、知事が委嘱する無報酬の防犯ボランティアを言います。

ひと言で言えば、防犯グループのリーダー役としてグループをまとめ、引っ張って行く牽引車役のような人のことを言います。

## ●地域安全まちづくり推進員の必要性

登下校の見守りや防犯パトロールなどの地域安全まちづくり活動を継続的に実施するためには、警察や行政・学校等の関係機関との連絡・調整や防犯情報の入手が必要であり、地域安全まちづくり推進員を欠かすことはできません。

## ●地域安全まちづくり推進員の概要

### (1) 要件

- ア 自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組む者
- イ 地域安全まちづくり活動に関する指導を行うことができる者

### (2) 職務

自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、警察や行政・学校等の関係機関との連絡・調整を行う。

- ア 地域安全まちづくり活動の先導
- イ 活動グループの相互連携・協働の調整
- ウ 活動グループの地域間交流の企画・実施
- エ 警察等関係機関との連絡・調整

## ●地域安全まちづくり推進員への支援等

- ① 身分証明証の交付
- ② ボランティア保険への加入
- ③ 活動手引書の配布、研修会の開催
- ④ 犯罪情報、防犯情報等の提供
- ⑤ 表彰（永年活動の結果による知事表彰の授与）



## 兵庫県 企画県民部 県民文化局 地域安全課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
電話:078-362-3225 FAX:078-362-4465  
電子メール:chiikianzen@pref.hyogo.jp